秘密保持契約書（案）

学校法人学習院 学習院大学（以下「甲」という。）と（相　手　の　名　称）（以下「乙」という。）とは、甲及び乙の双方が相手方に開示する秘密情報の取扱いに関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（秘密情報開示の目的）

第１条　甲及び乙は、甲が保有する（内　　容）のための共同研究の可能性を判断・検討することを目的（以下「本件目的」という。）として、自己の秘密情報を相手方に開示する。

（甲の研究担当者）（学部学科　役職　氏名）

（乙の研究担当者）（会社等名称　役職　氏名）

（秘密情報）

第２条　本契約における「秘密情報」とは、甲及び乙が、秘密である旨を表示して相手方に開示する、あらゆる種類の情報のことをいう。

２　甲又は乙が相手方に口頭で情報を開示する場合には、開示の際に秘密である旨を伝え、かつ、開示後３０日以内に当該情報の内容を書面で相手方に対して通知しなければ、秘密情報から除外されるものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報には含まれないものとする。

一　秘密情報の開示を受けた際に、既に自己が保有していたことを証明できる情報。

二　秘密情報の開示を受けた際に、既に公知となっていた情報。

三　秘密情報の開示を受けた後に、自己の責めによらずに公知となった情報。

四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報。

五　秘密情報によることなく、独自に開発・取得したことを証明できる情報。

（秘密保持義務）

第３条　甲及び乙は、本件目的のためにのみ秘密情報を使用するものとし、相手方の事前の書面による同意なしに、他の目的のために使用してはならないものとする。

２　甲及び乙は、秘密情報について、自己の秘密情報と同程度の注意義務をもって厳重に管理し、相手方の事前の書面による同意なしに、本件目的の遂行に携わる自己の従業員・教員・職員・役員以外に秘密情報を開示・漏洩してはならないものとする。

３　前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、秘密情報について、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられたときは、当該裁判所又は行政機関に対して当該秘密情報を開示することができる。この場合において、開示を命じられた者は、当該開示に先立ち、相手方に対して、開示を命じられた旨を通知するものとする。

（秘密情報の複製）

第４条　甲及び乙は、本件目的の遂行に必要な範囲を超えて、秘密情報の全部又は一部を複製してはならないものとする。

2　秘密情報の複製物は、本契約における秘密情報として取り扱うものとする。

（秘密情報の返却・破棄）

第５条　甲及び乙は、相手方から要求があったとき又は本件目的若しくは本契約が終了したときは、相手方の選択に従い、直ちに秘密情報を相手方に返却し又は秘密情報を破棄しなければならないものとする。

（実施権の不許諾）

第６条　甲及び乙は、秘密情報の開示が、秘密情報の受領者に対する開示者の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではないことを確認する。

（知的財産権）

第７条　甲又は乙は、相手方から開示された秘密情報に基づき又はこれが存在しなかったらなしえなかった、発明、考案、意匠、著作物、ノウハウその他の知的財産権の対象となる成果を得たときは、直ちに相手方に通知し、当該成果に係る権利の帰属及びその取扱いについて、別途協議の上、決定するものとする。

（非保証）

第８条　甲及び乙は、相手方に開示した秘密情報に何らかの誤りがあること又は当該秘密情報が本契約の内容に適合していないことによって損害が発生した場合でも、相手方に対して、契約不適合責任及び損害賠償責任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

（損害賠償）

第９条　甲又は乙は、相手方が本契約に違反したことによって損害を受けたときは、相手方に対し、その賠償を請求することができる。

（契約期間）

第10条　本契約の有効期間は、本契約締結日から１年間とし、必要に応じて甲乙協議の上この期間を延長できるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第３条及び第４条の規定は本契約終了の日から３年間有効に存続し、第７条の規定は本契約終了の日から5年間有効に存続するものとする。

（協議事項）

第11条　甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約において疑義の生じた事項について、誠意をもって協議するものとする。

（準拠法）

第12条　本契約は、日本法を準拠法とする。

本契約締結の証として契約書正本２通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上それぞれ１通ずつを保管するものとする。

○○○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　 甲　東京都豊島区目白一丁目５番１号

　　　　　　　　　　　　　　 学校法人学習院　学習院大学

　　　　　　　　　　　　　　 学　長 　　　 ○　○　○　○

乙　（住所）

（会社等名称）

（役職　氏名）